

講義 1 :

日本の無形の文化財の保護制度

文化庁文化財部伝統文化課

菊池健策

平成 23 年 2 月 1 日

アウトライン

1. はじめに
2. 無形文化財の範囲
3. 日本の文化財保護の歴史
4. 文化財保護のシステム
5. 保護施策

1. はじめに

日本においては、昭和 25 年(1950)の文化財保護法制定以来、演劇、音楽、工芸技術などや風俗慣習、民俗芸能を無形の文化財(無形文化遺産：以下無形文化財と表記する)として保護をはかってきた。また、昭和 50 年(1975)年からは無形の民俗文化財に指定制度を導入するとともに、文化財の保存のために必要な技術を文化財保存技術として選定することとなった。さらに平成 17 年(2005)からはあらたに民俗技術を民俗文化財の分野とし、従来の制度に加え無形の文化財を指定、選定、選択して保護をはかってきている。

その保護の制度について概略し紹介することとしたい。

2. 無形の文化財の範囲

「文化財保護法」では第 2 条において文化財について規定されている。無形文化財については第 2 条第 1 項 2 号において「演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(以下「無形文化財」という)」と記され、同条第 1 項 3 号には「衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの(「以下民俗文化財」という)」と記されている。また、第 147 条には「文部科学大臣は、文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能で保存の措置を講ずる必要があるものを選定保存技術として選定することができる」と記されている。

以上のように無形の文化財の範疇には、保護法でいう無形文化財、無形の民俗文化財、そして選定保存技術が含まれているといえる。

無形の文化財とは何か：文化財保護法でいう無形文化財、無形の民俗文化財、選定保存技術にはたとえば次のようなものが含まれる。

重要無形文化財：芸能

各個認定 能楽(能シテ方、能ワキ方、能囃子方小鼓、能囃子方大鼓、能囃子方太鼓、狂言)

文楽(人形浄瑠璃文楽太夫、人形浄瑠璃文楽三味線、人形浄瑠璃文楽人形)

歌舞伎(歌舞伎立役、歌舞伎女形、歌舞伎脇役、歌舞伎音楽長唄)

組踊(組踊立方、組踊音楽歌三線)

音楽(尺八、箏曲、地唄、長唄、長唄三味線、長唄鳴物、義太夫節浄瑠璃、義太夫節三味線、一中節浄瑠璃、一中節三味線、宮園節浄瑠璃、新内

節浄瑠璃、新内節三味線、常磐津節浄瑠璃、常
磐津節三味線、清元節浄瑠璃、清元節三味線河
東節浄瑠璃、琉球古典音楽)

舞踊(歌舞伎舞踊)

演芸(古典落語、講談)

総合認定 雅楽、文楽、能楽、歌舞伎、組踊、義太夫節、常磐
津節、一中節、河東節、宮園節、荻江節

: 工芸技術

陶芸(色絵磁器、彩釉磁器、釉裏金彩、白磁、青磁、
鉄釉陶器、無名異焼、志野、備前焼、萩焼)

染織(有職織物、羅、経錦、紬織、綴織、佐賀錦、
精好仙台平、献上博多織、首里の織物、芭蕉布、
友禅、江戸小紋、木版刷更紗、紅型、刺繍)

漆芸(蒔絵、螺鈿、沈金、蒟醬、髹漆)

金工(鑄金、茶の湯釜、彫金、鍛金、銅鑼、日本刀、
刀剣研磨)

木竹工(木工芸、竹工芸)

人形(衣裳人形、桐塑人形)

手漉和紙(越前奉書、名塩雁皮紙、土佐典具帖紙)

団体認定 柿右衛門、色鍋島、小鹿田焼、結城紬、小千谷縮
・越後上布、久留米緋、喜如嘉の芭蕉布、宮古上布、
伊勢型紙、久米島紬、輪島塗、細川紙、本美濃紙、
石州半紙

重要無形民俗文化財

: 風俗慣習(岩木山の登拝行事、八戸三社大祭の山車行事、
刈和野の大綱引き、烏山の山あげ行事、鳥羽
の火祭り、京都祇園祭の山鉾行事、塩屋湾の
ウンガミ 他)

: 民俗芸能(早池峰神楽、花祭、奈良豆比古神社の翁舞、
三作神楽、高千穂の夜神楽、竹富島の種子取
他)

: 民俗技術(上総堀りの技術、能登の揚浜式製塩の技術
他)

選定保存技術

雅楽管楽器製作修理、檜皮葺・柿葺、漆刷毛制作、文化
財庭園保存技術、祭屋台等製作修理

などがある。

3. 日本の文化財保護の歴史

文化財保護法第2条第1項2号で規定された無形文化財と第3項で規定された風俗慣習、民俗芸能、民俗技術に係る衣食住、生業、年中行事等無形の民俗文化財については以下のような保護がはかられてきた。しかし、このような定義は平成16年の文化財保護法改正以来で、それ以前は民俗文化財は風俗慣習と民俗芸能の2つの分野とされていたのである。

昭和25年に制定された当初の文化財保護法では、現在の民俗文化財は民俗資料と呼ばれ、有形の民俗文化財のみが美術工芸品や建造物とともに重要文化財に指定されることとされていた。しかしながら、民俗資料の重要文化財指定は1件もなされないままであった。同時に特に価値の高いもので国が保護しなければ衰亡する虞のある無形文化財については、補助金を交付し、又は資材の斡旋その他適当なほごの措置を講じなければならないと規定され保護がはかられることになった。これをうけ昭和26(1951)年5月には「女性党の措置を講ずべき無形文化財の選定基準」が定められ、これにもとづいて昭和28(1953)年にかけて、無形文化財のうち特に価値の高いもので国が保護しなければ衰亡するおそれのあ

るものを選定して、資材の斡旋するなどの助成の措置が講じられた。この時助成の措置を講ずべき無形文化財として選定されたのは、

芸能関係では

- 「文楽(人形浄瑠璃文楽)」
- 「アイヌに関連する詞曲、歌舞、祭礼等(アイヌ古式舞踊)」
- 「えんぶり(八戸のえんぶり)」、「延年」(毛越寺)
- 「大日堂舞楽」、「黒川能」
- 「谷地の舞楽(林家舞楽)」(山形県寒河江市、河北町)
- 「野馬追(相馬野馬追)」(南相馬市)
- 「遠山祭(遠山の霜月祭)」
- 「祇園祭(京都祇園祭の山鉾行事)」
- 「おん祭(春日若宮おん祭の芸能)」
- 「壬生大念仏(壬生狂言)」
- 「曳き山狂言(長浜曳山祭の曳山行事)」

工芸技術関係では

- 「漆芸 河面冬山」
- 「江戸小紋 小宮康助」
- 「小千谷縮 小千谷縮布技術保存会」
- 「伊勢型紙 六谷紀久男他」
- 「烏梅 井尾浅次郎」(烏梅製造)
- 「規矩術 吉田種次郎」(規矩術(近世規矩))
- 「備前焼 金重陶陽」
- 「日本刀 高橋金市」
- 「京友禅 田端喜八 上野為二」

などである。これらをもみてもわかるように選定された無形文化財は、現在の無形文化財、無形民俗文化財の民俗芸能、祭礼行事などや選定保存技術などが含まれ、無形の文化財全体に及ぶものが対象となっていた。これらに対して、映画や文書による記録の作製、補助金の交付や郷土芸能大会などの公開事業に対する補助などが行われた。

このような状況のもと昭和29(1954)年に行われた文化財保護法の一部改正では、無形文化財の助成の措置を講ずべき無形文化財の選定は白紙に返され、衰亡するおそれのないものであっても歴史的、芸術的に価値の高いものは積極的に保護の措置を講ずることとし、重要無形文化財の指定を行い同時にその保持者の認定を行うこととなった。以後ほぼ毎年1度指定・認定が行われ現在に至っている。また、このときの保護法改正では記録作成等の措置を講ずべき無形文化財の選択制度も取り入れられ、記録選択の制度も始まっている。

有形の民俗資料については有形文化財から切り離されて民俗資料が独立し、重要文化財ではなく重要民俗資料としての指定制度が設けられた。同時に無形の民俗資料についても保護の対象とされ、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗資料の選択制度が設けられ、その選択基準が定められた。その基準は以下のとおりである。

記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗資料選択基準

一 次に掲げる無形の民俗資料のうち、その由来、内容等においてわが国民の基盤的な生活文化の特色を示すもので、典型的なもの

- (一)衣食住に関するもの。たとえば復飾習俗、飲食習俗、居住習俗等
- (二)生産・生業に関するもの。たとえば農耕、漁猟、工作、紡織等に関する習俗
- (三)交通・運輸・通信に関するもの。たとえば旅行に関する習俗等
- (四)交易に関するもの。たとえば市、行商、座商、両替、質等の習俗
- (五)社会生活に関するもの。たとえば社交儀礼、若者組、隠居、共同作業等の習俗
- (六)口頭伝承に関するもの。たとえば伝説、昔ばなし等
- (七)信仰に関するもの。たとえば祭祀、法会、祖霊信仰、田の神信仰、巫俗、つきもの等
- (八)民俗知識に関するもの。たとえば暦数、禁忌、卜占、医療、教育等
- (九)民俗芸能・娯楽・遊戯・嗜好に関するもの。たとえば祭礼行事、競技、童戯等
- (十)人の一生に関するもの。たとえば誕生、育児、年祝い、婚姻、葬送、墓制等

(十一)年中行事に関するもの。たとえば正月、節分、節句、盆等
二無形の民俗資料のうち、前項には該当しないが、重要民俗資料の特質を理解するため特に必要なもの。

三他民族に係る前二項に掲げる無形の民俗資料で、わが国民の生活文化との関連上特に必要なもの。となっている。これをみると無形の民俗資料は我々の生活全般にわたっていることがわかる。

これを昭和26年5月に定められた「助成等の措置を講ずべき無形文化財の選定基準」、そして昭和29年12月に定められた「記録作成等の措置を講ずべき無形文化財の選択基準」と比較してみると、

○助成の措置を講ずべき無形文化財の選定基準(昭和26年5月10日)

左に掲げるもののうちわが国文化の精髓を象徴し、古典的文化財として芸術的価値が高いもの、又はわが国民生活の伝統に根ざし、わが国文化の特質を保有し、歴史的意義を有するもの

一 芸能関係

音楽、舞踊、演劇その他のうち、たとえば雅楽、舞楽、声明、能楽、狂言、人形芝居、歌舞伎、琵琶、尺八、浄瑠璃、地唄、三曲、長唄、端唄、民謡、神楽、郷土芸能、民間伝承・行事等

二 工芸技術関係

漆工、金工、木竹工、染織、陶磁器、建築その他のうち、たとえば蒔絵、髷飾、象嵌、銅鏡、甲冑、日本刀、装刀具、截金、砂子、木画、工具、和紙、版画、唐組、和染、人形、玩具、轆轤、釉薬、上絵付、七宝、規矩術等

○記録作成等の措置を講ずべき無形文化財の選択基準

〔芸能関係〕

音楽、舞踊、演劇その他の芸能及びこれらの芸能の成立、構成上重要な要素をなす技法並びにこれらの芸能又はその技法を成立させる上に欠くことのできない技能又は技術のうち、わが国の芸能の変遷の過程を知る上に貴重なもの。ただし、重要無形文化財に指定されたものを除く。

〔工芸技術関係〕

陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術及び有形文化財の修理、模写、模造等の技術、規矩術等の建築術その他美術に関する技術のうち、わが国の工芸技術又は美術に関する技術の変遷の過程を知る上に貴重なもの。ただし、重要無形文化財に指定されたものを除く。

となっている。これによれば「助成等の措置を講ずべき無形文化財」には芸能関係に含まれていた民謡、神楽、郷土芸能が昭和29年(1954)制定の「記録作成等の措置を講ずべき無形文化財の選択基準」では郷土芸能、民謡、神楽などの例示がなくなり、「音楽、舞踊、演劇その他の芸能及びこれらの芸能の成立、構成上重要な要素をなす技法並びにこれらの芸能又はその技法を成立させる上に欠くことのできない技能又は技術のうち、わが国の芸能の変遷の過程を知る上に貴重なもの。ただし、重要無形民俗文化財に指定されたものを除く。」と規定された無形文化財の芸能として扱われることとなった。同時に定められた「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗資料選択基準」に民俗芸能が例示されるにいたった。いっけん民俗芸能は民俗資料に属するもののように理解されがちだが、実際に民俗芸能記録選択が行われたのは昭和45年(1970)6月8日が最初であった。もちろん、この時の選択は記録作成等の等の措置を講ずべき無形文化財として行われたのであり、無形の民俗資料としては選択されていないのである。

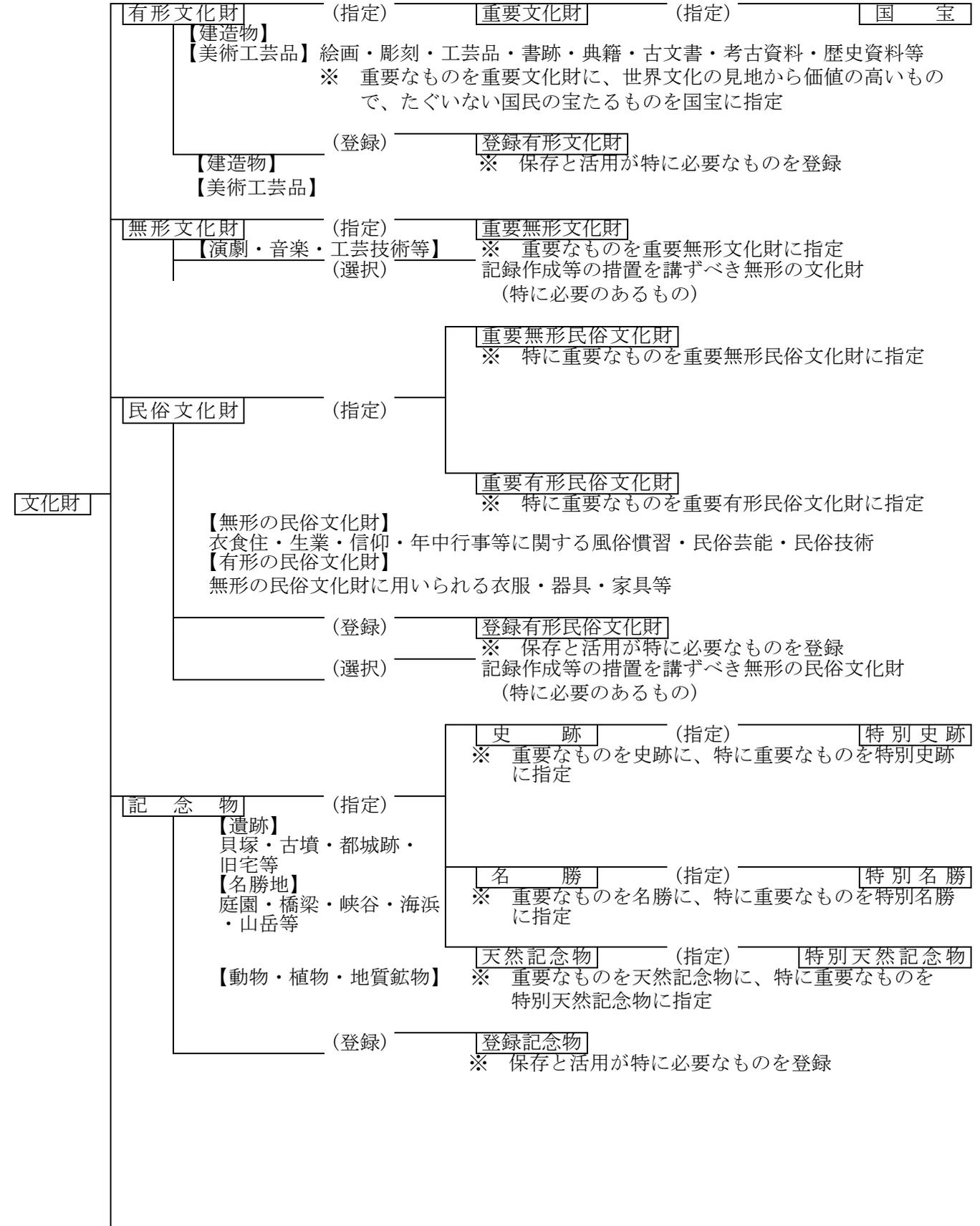
その後、昭和50(1975)年の文化財保護法の改正では、民俗資料の名称を民俗文化財と改め、無形の民俗資料についても指定制度を導入することとなった。これをうけ、従来の重要民俗資料は重要有形民俗文化財

文化財保護の体系

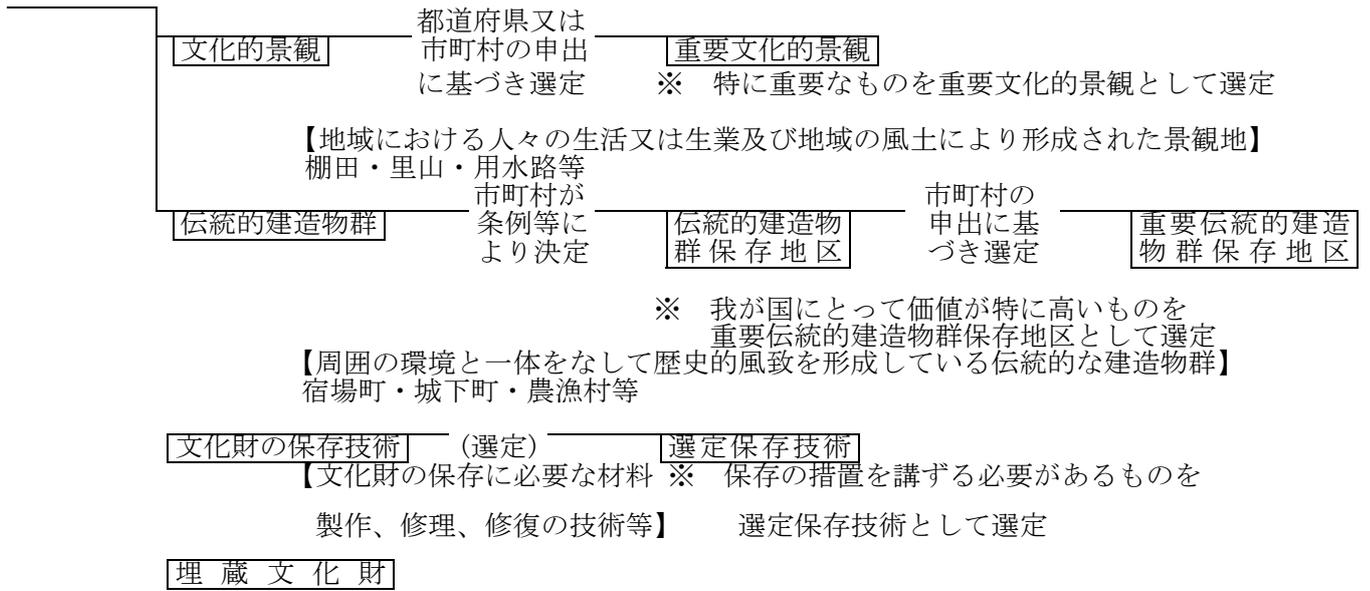
文化財の種類

重要なもの

特に価値の高いもの



国立文化財機構
平成22年無形文化遺産保護パートナーシッププログラム



という名称になり、同時に重要無形民俗文化財の指定制度もスタートした。この改正では風俗慣習と民俗芸能が無形の民俗文化財として位置付けられた。また、このときの改正では有形文化財や無形文化財の保存に欠かすことのできない伝統的な技術も文化財の保存技術として保護の対象とされ、日本産漆の生産技術や漆塗り用の特殊な刷毛を作る技術などが選定保存技術として選定された。この選定保存技術に対しては、技術を保存するための事業に対して助成が行われることになり、無形文化財そのものの保存だけでなくその基盤にあたる技術にまで広く保存の措置が講ぜられるようになったのである。

さらに、平成16年5月28日付けの文化財保護法改正では民俗文化財に新たな分野として民俗技術新が導入され、風俗慣習、民俗芸能とともに3つの分野で構成されることとなった。

4. 文化財保護のシステム

無形の文化財のうち無形文化財については前にも述べたように、重要なものを重要無形文化財に指定することができることになっており、指定と同時に当該重要無形文化財の保持者または保持団体(無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。)を認定しなければならないことになっている。さらに、重要無形文化財以外の無形文化財のうち特に必要のあるものを選択して、その記録を作成し、保存し、または公開することができることと規定されている。

無形の民俗文化財については、特に重要なものを重要無形民俗文化財に指定することができることになっており、重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち、重要なものについては記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に選択している。

また、文化財保存技術については、保存の措置を講ずる必要があるものを選定保存技術として選定し、選定をするに当っては、選定保存技術の保持者または保存団体(選定保存技術を保存することを主たる目的とする団体(財団を含む。)で代表者または管理人の定めのあるものをいう)を認定してその保護を図っている。

現在の指定、選定、選択状況は以下のとおりである。

①重要無形文化財	各個認定		保持団体等認定	
	指定件数	保持者数	指定件数	保持団体等数
芸能	39	58(58)	12	12
工芸技術	42	55(54)	14	14
合計	81	113(112)	26	26

()内の数は同一人物が2つの技の保持者として認定を受けているため実人数を示す

②重要無形民俗文化財	264件
風俗慣習	103件
民俗芸能	151件
民俗技術	10件
③記録作成等の措置を講ずべき無形文化財	90件
④記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	585件
⑤選定保存技術	

選定件数	保持者		保存団体	
	件数	人数	件数	団体数
70	48	53	29	31(29)

※保存団体には重複認定があり、()内は実団体件数を示す

これらの指定・選定・選択を進めるにあたっては、まず無形の文化財の調査を行うことが必要である。この調査には調査官が現地に出かけて行う調査や学会等の動向、既存の研究成果を利用して行うものなどがある。無形の民俗文化財の調査を例にとると、文化庁が直営で行う記録作成のための調査や祭り行事調査などの補助事業として実施している調査などがある。これらの成果をうけ文化財としての価値が確認できたものを指定している。

5. 保護施策

指定・選定された無形の文化財の保護のために、国は助成金や補助金を支出しその保護を図っている。指定された無形文化財を保存するため、認定を受けた保持者には自己の技術の錬磨向上及び後継者養成に資するため重要無形文化財保存特別助成金が毎年交付され、保持団体や総合認定保持者の団体には、指定された技の伝承のために行われる事業の内容や規模に応じて補助金が毎年交付されている。

無形の民俗文化財については、記録を作成するための調査事業や重要無形民俗文化財の施設や用具の新調、修理、伝承者養成、現地公開、発表会、映像記録の作成等の事業を行う際に必要に応じて補助金を交付している。この補助金は毎年決まって交付されるものではなく、保護団体等が事業を行う時に必要に応じて交付されるものである。

選定保存技術については、個人認定の保持者には毎年定額が、保存団体の認定を受けた団体にはそれぞれに応じて補助金が毎年交付されている。

無形の民俗文化財を対象とした補助事業を例示すると以下のようなものである。

(1) 民俗文化財調査費国庫補助

ア)趣旨

有形の民俗文化財及びこれに関連する無形の民俗文化財について、その保護に資するための調査に要する経費についての補助

イ)事業者

地方公共団体又は文化庁長官が民俗文化財の調査にあたることを適当と認める者

ウ)対象事業

我が国の民俗文化財のうち、散逸、衰滅、変容の恐れのあるもの、又はかつて広域的に伝承されていたが、急激な社会変化に特定地域に伝承されているもの等、我が国の文化を理解する上で特に重要性が認められるものについての調査事業

(2) 民俗文化財伝承・活用等事業(一部重要有形民俗文化財も可)

ア)趣旨

民俗文化財の伝承・活用等事業のために要する経費についての補助

イ)事業者

地方公共団体又は所有者若しくは保護団体(保存会等)等。Aのeの事業については、指定文化財を所蔵する博物館・資料館及び所在の地方公共団体

ウ)対象事業

A 重要有形・無形民俗文化財伝承基盤整備事業

- a 重要無形民俗文化財の施設の修理・防災事業
- b 重要無形民俗文化財の用具の修理・新調事業
- c 重要無形民俗文化財の施設・用具の災害復旧事業
- d 重要無形民俗文化財の伝承者養成事業
- e 重要有形民俗文化財の使用法等の復元・調査事業
- f 重要無形民俗文化財、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の現地公開事業

B 無形民俗文化財伝承事業

- a 無形民俗文化財の周知事業
- b 無形民俗文化財の伝承教室・講習会・発表会開催事業

C 無形民俗文化財活用事業

- a 文書、写真、採譜資料による記録作成、刊行事業
- b 録音、映像等の製作事業

※ Aのd及びfの事業は、保護団体(保存会等)が行う事業に対し、地方公共団体がその経費を補助する事業を原則とし、B Cの事業は地方公共団体が行う事業を原則とする